

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

北海道芦別市

2 構造改革特別区域の名称

芦別市サテライト型居住施設特区

3 構造改革特別区域の範囲

芦別市の全域

4 構造改革特別区域の特性

芦別市は、北緯 43 度、東経 142 度と北海道のほぼ中央に位置し、東西に 24.96km、南北に 48.65km、面積 864.90 km²にもおよぶ広大な土地を有しています。そのうち、約 88%は山林であり、南東から北西にかけて空知川が流れ、その流域の平坦地に主要な農地と市街地、集落が形成され、豊かな自然に恵まれた地域であります。

気候は大陸性で年間平均気温は 7.7 と比較的温暖な方ですが、降雪量は多く、平均降雪量は約 5 m、最大積雪量は 1 mに達します。

交通は、国道 2 路線のほか、道道が 11 路線あり、札幌市まで 110 km、旭川市まで 40 km、帯広市まで 140 km と道内の各主要都市を結ぶ地点に立地し、交通網の整備とともにその立地条件が活かされることが望まれています。

人口動向は、国勢調査によると、昭和 60 年の 30,017 人から平成 12 年の 21,026 人まで減少し、現在は 19,502 人（平成 17 年 4 月 1 日現在）と人口の減少に歯止めがかからない状況です。高齢者人口は、昭和 60 年の 4,144 人から平成 12 年の 6,001 人と増加し、現在は 6,389 人（平成 17 年 4 月 1 日現在）となっています。北海道高齢者人口調（平成 16 年 10 月 1 日現在）によると高齢化率は道の平均 20.5%に比べ、32.1%と高く、全道 207 市町村の中で 31 番目に高い割合となっています。

このことは、本市を含む中空知の旧産炭地域は石炭産業の進出により繁栄してきたが、エネルギー革命によって石炭の需要が減少するとともに閉山が相次ぎ、それによって人口が激減し、近年においても離農や若年層の人口流出が進み、高齢化と少子化の進展により、年少人口が減少する一方、老年人口が増加していることによります。

こうした中、特別養護老人ホームをはじめとする介護保険施設への入所希望が依然多く、長期にわたる待機者も少なくない状況であるとともに、高齢者は健康で生きがいを持ち、住み慣れたところで安心して生活できることを望んでいることから、これらを解決するためにも、本体施設と連携を取りながら地域に密着した小規模多機能を付加した特別養護老人ホーム（以下「サテライト型居住施設」という。）の整備が必要と考えます。

5 構造改革特別区域計画の意義

当市の計画では、郊外にある大規模な特別養護老人ホームの機能を地域に分散し、本体施設との密接な連携を確保しながらサテライト型居住施設を運営するとともに、小規模多機能地域密着型施設として、個室・ユニットケア型の居住施設を街の中に整備することとしています。このことにより、居住施設の利用者にとっては、より住みなれた地域で安心して暮らすことができる、家族や地域住民の訪問機会が増える、個室化によりプライバシーが尊重されたきめ細かい介護サービスを受けることができるなどのメリットが生まれます。

また、施設を活用したボランティア活動の活性化や地域に密着した介護予防サービスの実施など、高齢者福祉の拠点としての役割が期待できます。

さらには、本体施設の定員の一部を外に出すことにより本体の特別養護老人ホームに余裕が生じることとなり、個室・ユニットケア型への改修が容易となります。

このように、当計画は、利用者の住み慣れた地域で生活継続が可能な「介護・福祉基盤」の整備を図るものであり、この政策は、国の「整備基本方針」に基づく次期介護保険制度の見直し案の意向に沿うものであります。

6 構造改革特別区域計画の目標

現在、郊外に設置されている大規模な特別養護老人ホームの機能の一部を市内住宅地で小規模に分散することにより、入居者の希望である住み慣れた地域での生活と、施設周辺地域の人々との密接な交流を図る福祉環境づくりを目指します。

また、サテライト型居住施設では、ショートステイ、ホームヘルパー、介護予防事業も併設して介護保険制度目的である介護予防の推進を図るとともに、地域交流スペースを設けて地域住民、町内会等と交流を図ることにより、一連の福祉空間の存在が地域住民にとって身近となり、ボランティア活動の醸成につながることを目指します。

このように、入居者が地域の人々と交流でき、地域社会との疎外感を感じることなく暮らすことのできる施設を整備していくことにより、地域に密着した高齢者福祉施策の充実を図っていきます。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

当計画により市内の住宅地域にサテライト型居住施設を建設し、これと併設して各種介護予防事業を展開することによって、地域密着型の介護サービスを地域に適合した方法により提供することが可能となり、高齢者にとっても住みやすい地域の形成が実現するほか、地域住民との交流が活発化し、コミュニティ機能の向上を図ることができます。

また、地域交流スペースでの触れ合いや、ボランティア活動を通して高齢者への理解が深まり、本市における超高齢社会に対する市民相互の助け合いの精神が啓発されるなど、地域全体の活性化に繋がり、高齢者福祉の充実した魅力あるまちづくりが推進されるなどの効果があります。

さらには、定員の一部を外に出した本体施設では、個室・ユニットケア型への改修を比較的軽費で行うことが可能となり、入居者へのきめ細やかな介護サービスを提供することができるようになります。

このように、介護・福祉資源の再構築をすることにより、何人も住み慣れた地域で安心して生活継続が可能な「地域再生のための新たな介護・福祉基盤の整備」を図ることができます。

8 特定事業の名称

928 サテライト型居住施設設置事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

地域の高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続け、身近な生活圏域において必要なときに必要な介護・福祉サービスを受けられるよう、地域に密着した各種の介護予防サービスを積極的に展開し、本市の高齢者福祉施策の一層の推進を図ります。

(1) 地域密着型サービスの拠点づくり

厚生労働省が介護保険制度の見直し案として示されている地域密着型サービスの拠点のうち、「小規模多機能型居宅介護施設」を特区計画と並行して整備し、在宅での生活継続を支援します。

(2) 高齢者福祉事業

在宅にいる高齢者が健康で生きがいを持ち、介護が必要になっても自らの意志に基づき、自立した質の高い生活が送れるよう、各種の生活支援サービスの充実を図るとともに、基幹型在宅介護支援センターを拠点として、既存の町内会・社会福祉協議会・老人クラブ・民生委員児童委員協議会等の組織団体とのネットワークを構築し、高齢者の生活を地域全体で支える（地域ケア）体制づくりを推進します。

(3) 高齢者保健事業

高齢者の健康づくりや認知症・生活習慣病・転倒骨折等を予防する生活支援活動を推進するとともに、市民の健康に対する意識の高揚を図るため、健康相談・健康診断・訪問指導等の各種保健事業や保健活動の充実に努めていきます。

(4) 介護保険事業

介護保険事業計画に基づき、サービスの提供、相談体制の整備を促進し、高齢者がより安心して利用できる質の高い制度を確立していきます。

別 紙

1 特定事業の名称

928 サテライト型居住施設設置事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

- (1) 法人種別 社会福祉法人
- (2) 法人名称 社会福祉法人 芦別慈恵園（アシベツジケイエン）
- (3) 代表者 理事長 竹 重 正（タケシゲ タダシ）
- (4) 所在地 北海道芦別市旭町 2 8 番地

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画認定日以降

4 特定事業の内容

実施主体である社会福祉法人芦別慈恵園が芦別市内において、既存施設である本事業の特別養護老人ホーム芦別慈恵園と密接に連携し下記の5に掲げる内容を持って、今後、新たにサテライト型居住施設を建設し運営します。

5 当該規制の特例措置の内容

実施に当たっては、既存施設である特別養護老人ホーム芦別慈恵園と密接な連携を図り、定員の一部を小規模なサテライト型居住施設として地域に展開し、入居者の希望である住み慣れた地域での生活が継続できるよう支援します。定員の一部を外に出した本体は、余裕が生じ、改築にあたって個室化及びユニットケアへの転換が容易となります。当該規制緩和の用件以外の部分に関しては以下を遵守します。

「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準」

（平成11年3月31日厚令46号）

「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」

（平成11年3月31日厚令39号）

サテライト型居住施設では、本体施設とは別の場所で個室・ユニットケア型の居住施設を運営する基準について、設備・人員基準等を見直し、施設運営に必要な規制緩和を申請します。今後の展開として、介護予防事業・訪問介護・ショートステイ・居宅介護支援事業等の介護保険サービスを実施する計画です。また、地域交流スペースの設置及び宿泊機能も付随させ、総合的に地域にアプローチします。

（1）立地について

立地対象地区は、本体施設から1.5km離れた別な場所となり、付近には小学校

や中学校があり、公園に隣接した住宅地域です。

地域の利点を活かし、施設に訪れる児童生徒や地域住民との交流も郊外施設よりは気軽に交流出来る事により地域住民との交流の機会が確保できます。施設機能や管理体制については、本体施設と密接な連携を確保する事とします。地域住民との触れ合いは、本体施設と比較しても、より多くの機会があり、入居者及びそのご家族におかれても、住宅地である事により気軽に訪れ、面会等も比較的頻繁になると考えられます。また、計画では地域交流スペースを設ける為、年少者からお年寄りまでの広い範囲で交流する機会が設けられ、その雰囲気が入居者にも伝わり、町内会等の社会活動参加や入居者本人の生きがいに繋がるものとなることが考えられます。

本体施設

北海道芦別市旭町28番地 特別養護老人ホーム 芦別慈恵園
(既存本体事業地) 定員106名の内16名を地域へ移動。
本体事業定員90名

サテライト型居住施設

北海道芦別市北4条西2丁目12番地
(サテライト型居住施設設置事業予定地)
1ユニット(10名)×2=2ユニット予定、定員20名

(2) 規模について

分館するサテライト型居住施設では、ユニット数2つで運営する予定です。施設には、ショートステイ・ホームヘルパー・介護予防事業・地域交流スペース等を併設する予定もあり、当該サテライト施設と一体的に運営します。

サテライト型居住施設の設置に伴い、本体施設の入所定員は16名減少となります。当該本体施設を改修し、一部を小規模生活単位型指定介護老人福祉施設とする予定です。

本体事業(現状)

特別養護老人ホーム 芦別慈恵園
敷地面積・・・12,311.39㎡
建物面積 鉄筋コンクリート造 2階建 4,479.44㎡

サテライト型居住施設設置事業概要

敷地面積	1,980㎡
利用定員	20名(短期入所施設4名を含む)
主な設備	居室(20)、食堂・機能訓練室(2)、キッチン(2)、浴室(2)、スタッフルーム(2)、家族宿泊室(2)、地域交流スペース(1)、事務室(1)

(3) 人員基準予定

施設長、管理者及び事務員等については、本体施設との密接な連携を図ることが可能であるため、本体施設職員が兼務する。

また、介護職員及び看護職員については、定員に応じた人員（常勤及び非常勤の職員）を配置する。

生活相談員について

サテライト型施設の生活相談員についても、本体施設の生活相談員との密接な連携を図り、施設入居者の日常生活上の悩みの相談に対応します。

(4) 設備基準予定

(イ) 医務室について

当該サテライト施設入居者の日常生活における看護業務に必要な医薬品及び医療機器を備え、更に今後、入居者の身体状態に応じて順次設備します。

・医療機器

吸引器・吸入器・酸素吸入器・救急用人工蘇生器・オートクレープ・血糖測定セット等、既存施設で設備している医療器具を対象入居者状態に合わせ設備します。

・医薬品

医師より処方された入居者の内服薬等の預かり及び配薬管理、施設内における消毒薬、他、既存特別養護老人ホームに配備している医薬品等の管理、日常生活における常備薬等の管理をします。

(ロ) 調理室等について

当該サテライト型施設内の栄養士については、本体施設と兼務体制とします。食事は、厨房室を設けず、ユニットごとに炊飯や簡単な調理を行い、副食等については、本体施設で調理したものを届ける予定です。

運搬方法については、調理が終了した食品を速やかに提供できるよう次のとおり実施します。

- ・本体施設からの配送時間は、5分程度を見込み、調理終了後、30分以内で提供できる体制を整えます。

- ・保冷又は保温できる容器を使用し、10℃以下又は65℃以上の適正な温度管理を行います。

衛生上の管理については、次の点に留意して徹底します。

- ・本体施設の調理室については、衛生的な管理に努め、みだりに外部者を立ち入らせたり、調理作業に不必要な物品等を置いたりしないよう努めます。

- ・検食は、原材料及び調理済みの食品を食品ごとに50g程度ずつ清潔な容器に入れ、-20℃以下で2週間保存し、検査体制の強化に努めます。

- ・検便は、O - 157、赤痢菌、サルモネラ菌の検査を調理員及び配送職員が毎月行い、安全性の確保に努めます。

(八) 廊下の幅について

当該サテライト施設は新築の建造物により、建築基準法、消防法及び建物の構造上基準省令（特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準及び指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準）等、関係諸法を遵守し建築する予定です。

(5) 土地及び建物の取り扱いについて

土地

土地については、個人所有者より購入します。土地売買については特区申請にあたり覚書を交わします。

建物

当該サテライト型居住施設における建物については、社会福祉法人芦別慈恵園が建設し、自己所有とします。このサテライト型居住施設の用に供する建物の定員は以下の通りです。

本町地区サテライト型居住施設（1ユニット10名）×2ユニット＝定員20名
財源

当該サテライト型居住施設における事業資金収支については、収支予算書及び決算書に適正に計上します。